

ヘイトスピーチ対策について

—川崎市の取組み

一般社団法人 川崎地方自治研究センター

はじめに

私たち一般社団法人川崎地方自治研究センターは、川崎市市内における自治問題や都市問題に関する総合的な研究機関です。労働組合をはじめとする多くの団体と連携し、各種調査研究活動や、友好都市である韓国・富川(プチョン)市との政策交流をはじめ、「平和と生活のつどい」など、様々なネットワーク活動に取り組み、さらに、組合員と市民の交流の担い手となり、これまでの関係を活かした情報発信などを通じて市民活動・事業等へ協力し、交流を通じた市民の自立的なまちづくり活動の支援を行っています。

さらに私たちは、ヘイトスピーチ関連の活動において、「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークに、自治労川崎市職員労働組合とともに構成メンバーとして参加し、以後、事務局会議に参加し続け、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の実効性を高め、ヘイトクライムなどの差別をなくし、すべての人の権利と尊厳が守られる社会の実現に向けて、市民団体等とともに取り組みを進めています。

ご存じのように、2019年12月12日、川崎市議会において「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が全会一致で成立しました。この条例は、国の差別解消三法、「障害者差別解消法」(2016年4月1日施行)、「部落差別解消推進法」(2016年12月16日施行)、「ヘイトスピーチ解消法」(2016年6月3日施行)の制定を受けて、市民生活レベルで起きる人権侵害をなくすために制定したのですが、とりわけ市内で頻繁に起きている主として在日コリアンに対するヘイトスピーチによる人権侵害について刑事罰を適用するという画期的な内容になっています。

条例は翌2020年7月1日に完全施行され、その後ヘイトスピーチに当たる露骨な表現や攻撃は少なくなっていますが、いまだにヘイト団体による街宣活動は攻撃対象を変えながら定期的に行われ、またインター

ネット上の卑劣な誹謗中傷は減少するどころか増加しています。

川崎市のヘイトスピーチ解消に向けた取組みの歴史的背景や労働組合が市民運動と連帯してきたことを報告し、現代社会の病いの一つともいえるヘイトスピーチを撲滅することを読者のみなさんと共有したいと思います。

なお、本文の執筆、とりわけ歴史認識以降の経過部分にあたっては、以下の書籍を参考および引用していること、ならびに文中で使用している名称などについてもその書籍から原文のまま引用していることについてご了承下さい。

【参考文献】

- ・「川崎在日コリアンの歴史—共に生きるまちを築いた人びと」 緑風出版
山田貴夫、服部あさこ、橋本みゆき、中山拓憲、加藤恵美 [編著]
- ・「朝鮮人虐殺 川崎調査の記録集—関東大震災100周年」 川崎在日コリアン生活・文化・歴史研究会
- ・「根絶！ヘイトとの闘い—共生の街・川崎から」 緑風出版
ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク編
- ・「『帰れ』ではなく『ともに』 川崎『祖国へ帰れは差別』裁判とわたしたち」 大月書店
石橋学 板垣竜太 神原元 崔江以子 師岡康子 著
- ・「共生のまち・かわさき 外国人市民の権利保障の意味—川崎市・外国人施策の歴史と現在」 一般社団法人川崎地方自治研究センター
加藤恵美 著

I 歴史認識の確認

(1) 日韓併合から強制連行

日本は、1910年の「日韓併合」(韓国併合)から1945年の太平洋戦争終結までの36年間、武力を背景に朝鮮半島を植民地支配し、朝鮮人に対し経済的な収奪に加えて、文化、生活習慣、言語、日本名を名乗らせる(通名)など徹底した「同化政策」を行った。それによって朝鮮の人々は疲弊、困窮するとともに、その苦しみ

から逃れるために多くの若者が労働者として日本へやってきた。

その後日中戦争が勃発し、中国大陸、東南アジアへと戦線は拡大し続け、その権益を巡って欧米列強との摩擦が起き、太平洋戦争へ突入していく。軍部主導による日本政府は、戦争により兵力として奪われた若い労働力の不足を補うために、1939年から朝鮮、中国などの植民地から労働者を「徴用」し、「強制連行」を始めた。70万人を超える労働者の多くが鉱山や土木事業などで過酷な労働条件と低賃金で働かせられた。戦前から臨海部の工業地帯として戦時経済を支えてきた川崎市でも、日本鋼管(現JFE)などの企業で多くの朝鮮人を強制連行して働かせた。

(2) 関東大震災

1923年9月1日に起きた関東大震災は、神奈川県、東京府(当時)に甚大な被害をもたらしたが、地震直後朝鮮人が放火や井戸に毒を入れたなどのデマが流れ、不安になった市民により自警団が組織され、官憲の勧めもあり6~7,000人ともいわれる朝鮮人が虐殺されるという悲惨な事件があった。

川崎でも日本人1人を含む4人が殺された。その中であって、朝鮮人が多く住む田島地区では当時の町長の働きかけでおよそ180人の朝鮮人が地域の新田神社にかくまわれて命が助かったという記録が残されている。

そして関東大震災後の復興のため砂利の需要が高まり、多摩川流域で砂利採取のために多くの朝鮮人が集められ、川崎に住み着くようになり、集住地区を形成しながら身を寄せ合うようにして貧しい生活を送るようになった。

2 戦後の川崎

敗戦後、日本に連れてこられた多くの朝鮮人が朝鮮半島へ帰国していったが、帰国できなかった者、また長く植民地支配された故国は荒廃し、生活基盤が作れずに日本に舞い戻った者たちが在日コリアンとして川崎南部(池上町、浜町、桜本)に集まり、住み続けるようになった。

戦後復興、高度経済成長と再び日本経済を牽引するようになった川崎市の京浜工業地帯は、農村地域から多くの人々が仕事を求めて流入し、劣悪な住環境に加えて大気汚染や水質汚濁などいわゆる公害に苦しめられる地域であった。多くの在日コリアンは国籍を理由に住居が貸りられない、定職が持てない、低賃金で働かされる中でこの地に住み続ける選択肢

しかなかった。

3 民族差別

1970年に、日立就職差別事件がおきた。その支援闘争に加わった多くの日本人の若者の中から川崎市役所に入り、組合運動の活動家になった者がいた。その一人は後に市職労の組織内議員として市議会中で在日コリアンの人権問題に取り組み、もう一人は労組と市民運動をつなぐ在野の研究者として活躍している。

この地にある大韓基督教川崎教会に赴任した李仁夏牧師は、わが子を幼稚園に入れようとしたが国籍を理由に拒まれ、自ら教会の中に保育園を設立し、国籍を問わず地域の子どもたちを受け入れ、通名ではなく本名を名乗ることとした。しかしながら、小学校に入学する際に通名を名乗ることを勧めた教育委員会に対し、母親を中心に民族団体が差別認識を改めるよう交渉し、市と教育委員会は差別を認め、1986年に「川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」を制定した。その方針では、「在日コリアンが日本社会の中で人間らしく生きていくこと」、「自らのアイデンティティを誇りとして生きること」ができる地域づくり、教育の実践が謳われた。

一方、国籍を理由とした差別を廃止する運動の高まりにより、川崎市では1975年に市営住宅の入居、児童手当の支給における国籍要件が廃止された。そして、全国的な運動となった外国人の指紋押捺拒否闘争に際し、1985年当時の伊藤三郎市長(川崎市職労・市労連委員長出身)は「法や規則は人類愛を越えるものではない」という名言を残し、押捺拒否者の告発をしないことを宣言し、在日コリアンをはじめとした外国人市民に大きな勇気を与えた。

その後川崎市は、民族団体の要望に応え、地域住民と粘り強く話し合い、「在日コリアンのためだけでなく、地域に住んでいる誰もが集い、交流をする中で、少しずつ地域社会を住みよいものにしていくこと」をめざす公民館と青少年施設を兼ねた多文化共生施設「ふれあい館」を1988年に設置した。そして、保育園を運営してきた社会福祉法人「青丘社」(現在も指定管理事業者として運営している)に委託し、斐重度氏を副館長に配置した。

4 革新市政と市職労の役割

高度経済成長の歪みを受けた京浜臨海部の住民は、深刻な大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に苦しめられていた。川崎市労連出身の伊藤三郎は、1971年「青

い空と白い雲」をスローガンに公害撲滅を第一の公約に掲げ市長選に当選した。

人間都市・川崎を標榜した伊藤革新市政は、公害の克服に加えて市民福祉の充実、市民参加を積極的に進め、人権問題とりわけ在日コリアンの差別解消に積極的に取り組んだ。

1989年に革新市政を引き継いだ高橋清は、市教組委員長の出身であり、外国人無年金者への補償、職員採用における国籍条項の撤廃、地方参政権の考え方を踏まえた外国人市民代表者会議の条例設置、国連条約に基づく子どもの権利条例の制定など人権施策を最優先の課題として取り組んだ。

2001年まで30年にわたる革新市政は、保守勢力の攻撃にさらされ、さらに国政政党の変遷や労働戦線統一などの政治状況の変化を受けながらも、外国人人権施策、多文化共生のまちづくりに取り組んだ。市長の支持母体としての市職労、市教組は、市民とともに市政を考える地方自治研究センターや教育研究所を設立し、人権や平和の問題を始めとした政策面や運動面から日常的に革新市政を後押しした。

5 保守市政下でも

行財政改革を第一の目標とした自治省官僚出身の阿部孝夫市長は、外国人は「準市民」とであると発言し、外国人市民施策は停滞した。しかし、ニューカマーズの外国人市民が増えてきたことを受けて、2005年3月に外国人市民の人権の尊重、社会参加の促進、自立した生活を基本理念とした「川崎市多文化共生社会推進指針」を制定した。

2013年に現在の福田紀彦市政に代わるが、外国人市民施策は継続されていく。

6 ヘイトスピーチ

安倍晋三自公政権は、戦後レジームの解体を標榜し、保守、右派の固い支持を受けながら長期政権を維持した。右派勢力が結集する日本会議を背景に歴史修正主義が抬頭し、歴史教科書の採択、従軍慰安婦、徴用工など戦後補償をめぐる、拉致問題の北朝鮮だけでなく韓国、中国との関係は険悪となった。

そのような中で、旧来の街宣右翼とは異なりインターネットの右系サイトで発言力を高めていった右派勢力は、ネット上での左翼への攻撃から「行動する保守」として右からの市民運動を展開するに至り、マイノリティとしての外国人市民へと攻撃のターゲットを絞っていく。

2009年フィリピンからの不法滞在者を狙ったヘイトスピーチ攻撃が起きた。その後京都の朝鮮学校前で在日コリアンへの攻撃が始まり、大阪・鶴橋、東京・新大久保、朝鮮総連本部などで頻繁にヘイト攻撃が行われていく。この卑劣な行為に抗議・対立するものとして、カウンターと呼ばれる集団が生まれ、熾烈な抗議行動を展開するようになった。

7 川崎のヘイトスピーチとのたたかい

川崎では2013年頃から、JR川崎駅方面の300mほどの短い距離でヘイトデモが始まった。ところが、2015年11月8日、ヘイトデモは在日コリアンの多住地域である桜本へと向かった。そのきっかけは、安保法制への抗議デモを高齢のハルモニ(おばあちゃん)たちが地元の桜本商店街で行ったことへの見せしめのためだった。

このデモに対し在日コリアンの人権問題に関わった者たちが、「桜本には入れさせない」「在日の子どもたちや高齢者にヘイトスピーチを聞かせない」と呼び掛けて抗議運動を行った。小雨が降る中20名ほどのヘイトデモ隊は警察官に守られながら住宅地域に卑劣な挑発の言葉を発した。それを取り囲む抗議グループはヘイトデモの進行を、桜本地域とは逆の大師方面へとデモの進路を変更させた。

多文化共生のまちづくりが進む桜本地域にヘイトデモが襲撃を試みたことに対し、「共に生きることを実践してきた桜本への挑戦であり、放置できない」と、ヘイトスピーチ、デモに組織的に対抗していく「ヘイトスピーチを許さない！かわさき市民ネットワーク」(以下、市民NW)が結成され、人権団体、キリスト教会、労働組合、超党派の政党、地元町会、商店会など100を超える団体および個人が賛同の意思を示した。

ヘイト団体から1月31日再び桜本を襲撃することが予告され、市民NWは1月18日に市労連会館に200名を超す市民を集めて結成集会を行い、ヘイトデモへの抗議行動を決議した。

当日のヘイトデモ参加者は50人ほどであったが、その抗議に桜本に住む在日1世を始めとした在日コリアンそして市民約500人が結集した。警察官数百人に守られながら進むヘイトスピーチデモ隊の行動を阻止する市民の怒号がとびかい地域は騒然とした。デモ隊が桜本地域まで100m近くまで迫ったが、大通りから桜本に向かう道の入口で抗議する市民が路上に座り込み身を挺してデモ隊の侵入を阻止した。警

察は路上に座り込んだ者たちへ道交法違反という理由で解除するように指示するが、さすがに警察官による実力排除行動まではできなかった。膠着状態が続く中、警察は不測の事態をさけるためにヘイトデモ隊を説得し、デモコースを再び川崎駅方面へと変更させた。

市民NWは、市民同士のぶつかり合いと、デモ隊への道路使用許可を下した警察が板挟みになる争乱状態を避けようと、集会や学習会を重ねながら、それまでヘイトスピーチに何の反応も示さなかった川崎市行政に対し、「川崎市にヘイトスピーチによる被害実態の把握調査、ヘイトスピーチを許さないという明確な態度表明、ヘイトスピーチの抑止・防止に向けた条例制定」の3点を要求することを決めた。同時に、川崎市職労も市長あてに同様の申入れを行った。

ふれあい館を運営する青丘社は5月27日、横浜地裁にヘイトスピーチが桜本地区で行われないように申し立て、6月2日に事務所の半径500m以内のヘイトデモの禁止の仮処分が決定された。

一時はヘイトスピーチの標的にもなった福田市長は、市民生活の安寧秩序を守り切れないとヘイト団体に対し6月5日予定の市の公園の使用許可申請を不許可処分にするなどの措置をとり、ヘイトデモ隊はそれまで行った川崎区から10km以上離れた中原区の平和公園に場所を移し、武蔵小杉へと向かうヘイトデモを告知してきた。

8 ヘイトスピーチ解消法の成立と川崎

この間、野党の民主党などからヘイトスピーチを禁止する法案などが提出されていたが、参議院法務委員会での桜本に住む崔江以子さんらの証言や委員会超党派による桜本地区の実態調査により、2016年5月24日に自民・公明の与党から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆるヘイトスピーチ解消法(以下、解消法)が提案され成立した。

解消法成立後、警察の対応ががらりと変わり、中原区でのデモはカウンター、市民らの路上での座り込み行動などもありわずか数mで警察がデモを中止するようデモ隊に説得して終わった。

7月16日の武蔵小杉駅周辺を最後に川崎での街頭デモは行われなくなり、市の施設を使った学習会と称する集会を行うようになっていく。

この一連の動きを踏まえ、市民NWは川崎市と交

渉をもち、人種差別撤廃の条例を制定するように求めた。それと同時に、市議会への陳情、全会派へのロビイングなどを行い、街頭署名など川崎市民の総意による条例制定を追求していく。また、市長の定例記者会見などで神奈川新聞など多くのメディアも、ヘイトスピーチに対する川崎市の対応を迫った。

9 条例制定後の課題

条例制定後もいまだに2か月に1回程度川崎駅前でのヘイトスピーチが行われ、市民NWの反ヘイトキャンペーンやカウンター行動が行われている。条例に抵触するような露骨な表現は抑えられているが、沖縄、LGBTQ、クルド人、イスラム教などターゲットを変えてマイノリティへの攻撃は続いている。

インターネット被害には、裁判の判決を積み重ね、川崎市では審査会からの要請を受けた差別書き込みの公表、削除要請が増えてきているが、SNS上の攻撃はやまない。

また、選挙運動、政治活動に名を借りた運動が問題となっている。2025年10月に行われた川崎市長選挙では、Web上で全国の部落調査を公開して損害賠償を請求された者が、川崎の在日コリアンを差別する言動を重ねて一定程度の支持を集めた。

おわりに

労働組合運動として市民運動と連帯していくことは、私たちの運動への理解を深めてもらう意味でも積極的に関わるべきであると思います。

ヘイトスピーチの課題に市民団体と一緒に取り組んだ川崎市職労と川崎自治研センターの運動を振り返りながら、さらに環境や人権、福祉、まちづくりへと活動が活性化することを望みながらの報告とします。